

平成30年9月28日 改定
令和 3年3月31日 改定

たべとるマルシェ出店規約

(規約の目的)

1. 本規約は、「たべとるマルシェ」の出店について必要な事項を定めることを目的とする。

(たべとるマルシェの基本理念等)

2. たべとるマルシェの基本理念、コンセプト、目標は次のとおりとする。

【たべとるマルシェの理念】

○恵那の農を育むマルシェ

新たな時代を担う農家を育て、応援します。

○恵那の食を育むマルシェ

恵那の里山に培われた食文化を受け継ぎ、新たな展開を模索します。

○子どもたちの未来を育むマルシェ

安心で安全な恵那らしい食材にこだわり“食育”や“地産地消”の観点から、恵那の子育てを応援します。

○まちを創出するマルシェ

食と農と暮らしのつながりを深め、たくましく生き残る地方を創出します。

【たべとるマルシェのコンセプト】

「すごい農家に出会えるマルシェ」

- 生産物への想いや農や食の未来を語る生産者さんと出会えます。
- 繰り返し手に入れたくなる恵那特有のこだわりの逸品と出会えます。
- お気に入りの生産者や逸品の生産現場との出会いを提供します。

【たべとるマルシェが目指すもの】

- 農家がこだわりを語れるマルシェを目指します。
- 若手が成長できるマルシェを目指します。
- 里山のくらしを伝えるマルシェを目指します。
- 食育を広げるマルシェを目指します。
- 地場産物にこだわったマルシェを目指します。
- 作り手の畑に行くことができるマルシェを目指します。

(開催日、開催場所)

4. たべとるマルシェは、原則として毎月第3土曜日の午前10時から正午12時に開催する。
5. たべとるマルシェは、恵那市中央図書館エントランスにおいて開催する。

(出店資格)

6. 出店者は、恵那市及び近隣の市の農家、農産物加工業者、農産物を主とする委託販売者、地域の自然資材を使用したキッチン用品の作り手に限る。
7. 出店者は、恵那市たべとるマルシェ運営委員会に参加しなければならない。
8. 出店者は、恵那市たべとるマルシェ運営委員会の参加者又は「食農ポータルサイトたべとる」に掲載されている農家からの推薦がなければ参加することはできない。

(農家)

9. 農家は、年間農業従事日数が240日以上のもので、10年間営農を継続する意思がある者に限る。
10. 農家の出品する農産物は、岐阜県GAP、有機JAS、岐阜クリーン農業、特別栽培農産物等に適合したもの、又は、それらに準じて生産されたものとする。
11. 農家は、事務局が主催する講習会にできるだけ参加しなければならない。

(農産物加工業者)

12. 農産物加工業者は、地域の資源を活用して加工品を生産している専業に限る。
13. 農産物加工業者が出品する加工品は、たべとるマルシェに出品されたもの、又は自ら生産した農産物を用いたものでなければならない。また、それが分かるように表示するものとする。

(委託販売業者)

14. 委託販売を行う者は、農家でなければならない。また、販売できる商品はたべとるマルシェ出店者の農産物、農産物加工商品に限る。

(その他の販売者)

15. 出品する商品は、自ら生産した物品に限る。
16. 出品する商品は、基本理念に沿った逸品であることを表示し、事前に事務局による確認を得なければならない。

(事務局による出品の拒否)

17. 事務局は、出店者の商品が不適切であると判断した場合は出店を拒否することができる。また、その場合における根拠、判断基準などは公表しない。

(出店者の義務)

18. たべとるマルシェで販売する商品は、第2で規定する基本理念等に沿ったものでなければならず、事務局が適切と判断したものに限る。
19. 商品は、保健所による営業許可、行商許可等必要な手続きをとったうえで販売しなければならない。
20. 商品の価格は、市場価格に準じ、適正な価格でなければならない。

(参加申込)

21. 恵那市たべとるマルシェ運営委員会への参加(たべとるマルシェへの出店)を希望する者は、事務局に対して事前に申請するものとする。

(参加料)

22. 年会費は、年5,000円とする。参加期間に1年未満の端数が生じた場合においても月割、日割はしない。
23. 年間3回までのスポット参加を認め、その場合の出店料は、1回につき1,000円とする。

(出店規則)

24. 出店場所は、事務局が定め、原則として希望は受け付けない。また、たべとるマルシェ開催中に事務局が必要と判断した場合は出店場所を移動することがある。
25. 出店者は、他の出店者とのコミュニケーションを図り、活気あるたべとるマルシェとなるよう積極的に活動するものとする。
26. 事務局は、SNS、印刷物作成時等に使用する目的で、たべとるマルシェ実施時に出店者及び出店内容を許可なく撮影、録音等により記録することができる。
27. 出展者は、指定場所以外で喫煙してはならない。
28. 事務局は、巡回により出店内容のチェックを行い、出店基準に合致しない場合は出店者に対して出店禁止等の措置を取る。

(規約の改定)

29. 事務局は、本規約を随時変更することができるものとする。
30. 本規約の改定は、「食農ポータルサイトたべとる」にて告知する。